

農地中間管理機構の取組地区 に関する優良事例集

(参考になる36地区の創意工夫)

平成 2 7 年 7 月

目次

1. 地域の状況からのアプローチ

(1)地域の危機感の共有から出発した事例（埼玉県羽生市発戸地区）	P1
(2)大規模集落営農法人の創設を中心とした事例（熊本県熊本市城南・杉上東・西地区）	P2
(3)新規就農者の確保を中心とした事例（滋賀県栗東市下戸山地区）	P3
(4)若い担い手の経営発展を中心とした事例（鳥取県大山町宮内地区）	P4
(5)米偏重からの脱却を中心とした事例（秋田県大仙市金鑑地区）	P5
(6)耕作放棄地の解消を中心とした事例①（石川県羽咋市滝地区）	P6
(7)耕作放棄地の解消を中心とした事例②（静岡県島田市大代地区）	P7
(8)離農を契機とした事例（三重県いなべ市下笠田地区）	P8
(9)地域集積協力をうまく活用している事例①（福井県若狭町東黒田地区）	P9
(10)地域集積協力をうまく活用している事例②（富山県舟橋村東芦原地区）	P11
(11)地域の話合いを徹底した事例①（山梨県北杜市日野地区）	P13
(12)地域の話合いを徹底した事例②（兵庫県姫路市夢前町宮置地区）	P14
(13)地域の話合いを徹底した事例③（京都府京丹波町鎌谷下地区）	P15

2. 受け手ニーズへの徹底対応

- (1) 牧草地を求めている牧場運営法人に徹底対応した事例（福島県福島市吾妻地区） P16
- (2) 新規就農者に徹底対応した事例（和歌山県紀の川市打田地区） P17
- (3) 耕作放棄地を探している法人に徹底対応した事例（熊本県南阿蘇村長陽地区） P18
- (4) ワインメーカーに徹底対応した事例（長野県塩尻市洗馬地区） P19
- (5) 食品企業に徹底対応した事例①（高知県四万十町興津地区） P20
- (6) 食品企業に徹底対応した事例②（石川県穴水町鹿上地区） P21
- (7) 食品企業に徹底対応した事例③（茨城県常陸太田市東連地地区） P22
- (8) 食品企業に徹底対応した事例④（石川県能登町立壁・四方山地区） P23

3. 利用権交換ニーズへの徹底対応

- (1) 分散農地の交換により集約化した事例①（島根県出雲市斐川町南地区） P24
- (2) 分散農地の交換により集約化した事例②（宮崎県串間市みのさき地区） P25
- (3) 分散農地の交換により集約化した事例③（埼玉県美里町広木・駒衣地区） P26
- (4) 分散農地の交換により集約化した事例④（滋賀県彦根市本庄地区） P27
- (5) 分散農地の交換により集約化した事例⑤（岐阜県本巣市真正地区） P28
- (6) 分散農地の交換により集約化した事例⑥（新潟県新潟市北区濁川地区） P29

4. 基盤整備からのアプローチ

- (1) 基盤整備を契機に法人を立ち上げて集積・集約化した事例（秋田県由利本荘市平根地区） P30
- (2) 基盤整備を契機に地区外の担い手に集積・集約化した事例（青森県六ヶ所村老部川地区） P31
- (3) 土地改良区の総会の場を集積・集約化の話合いに活用した事例（三重県桑名市下深谷部地区） P32
- (4) 基盤整備と連携し、独自助成として賃料の10年一括前払を実施した事例
（香川県綾川町羽床上西地区） P33
- (5) 基盤整備を契機に集積率を大きく向上させた事例①（熊本県荒尾市川登地区） P34
- (6) 基盤整備を契機に集積率を大きく向上させた事例②（千葉県香取市森戸地区） P35

5. その他

- (1) 担い手不足に対処するため機構から研修生に貸し付ける事例（京都府京丹後市弥栄町堤地区） P36
- (2) 地図情報を利用して農地の集積・集約化を推進している事例（鹿児島県さつま町一ツ木地区） P37
- (3) 相続未登記農地について、過半の同意を得て利用権設定を行った事例（鹿児島県西之表市西俣地区） ... P38

1 地域の状況からのアプローチ

1-(1) 地域の危機感の共有から出発した事例

埼玉県羽生市発戸地区

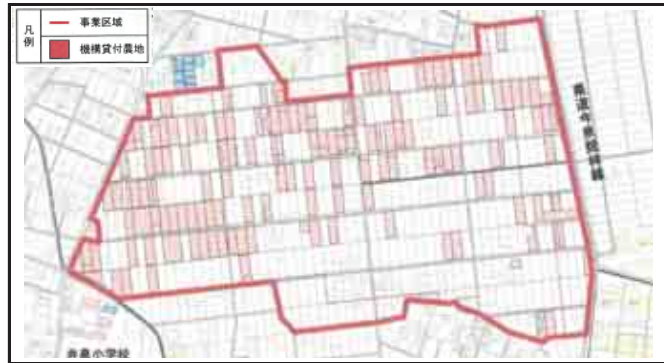
1. 機構事業の進め方(該当する箇所に○を記載)

○	①各市町村・各地域の人・農地の状況の把握からのアプローチ
○	②新規参入企業など公募に応募した受け手ニーズへの徹底対応
	③農業法人等の分散農地の交換による集約化ニーズへの徹底対応
○	④基盤整備(簡易整備を含む)からのアプローチ

2. 地区の概要

○地区面積	約40ha(うち、耕作放棄地2ha)
○農用地等の特徴	水田地帯
○主要作物	水稲
○担い手の状況	担い手はほとんどいない。現在の営農者は70~75歳が中心

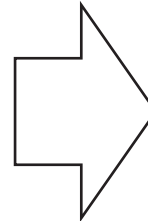
3. 機構の活用のイメージ(農地利用図)



活用前(現在)

- ①地権者数161名
- ②地区内農家の平均経営面積:0.8ha/経営体
- ③地区内農家の経営する農地の平均団地数:45カ所
- ④③の団地の平均面積:0.26ha

※ 団地:連続して作付けができるほ場



活用後(平成30年)

埼玉型ほ場整備事業により畦畔除去し、10アール区画のほ場を30アール区画化するとともに、各エリアごとに集約化

※ 埼玉型ほ場整備とは

- ・耕地整理で10アール区画に整理された地域で実施
- ・既存区画、道路・水路等を最大限に生かした低コストな基盤整備
- ・換地を用いない手法(利用権設定等)により農地の面的集積を図る。

4. 機構の活用に関しての創意工夫があれば、記載して下さい。

- 中心的な営農者が高齢化し、一部では耕作放棄地も発生していた水田地帯において、**地域全体が「危機感」を共有し**、農業を支える人材の確保を広く外に求める考えのもと、県、機構、市、農業委員会等の**関係機関が一体となり、企業の意向を踏まえた農地集積を実現**。地域に対して**アンケートを実施**すること等により**合意を形成**。その際、ほ場整備事業実施前に**機構が一括して地区内の農地を借り受けることにより、低コストで短期間に実施できる埼玉型ほ場整備事業の円滑な推進が可能となった。**

1-(2) 大規模集落営農法人の創設を中心とした事例

熊本県熊本市南区城南町・杉上東・西地区

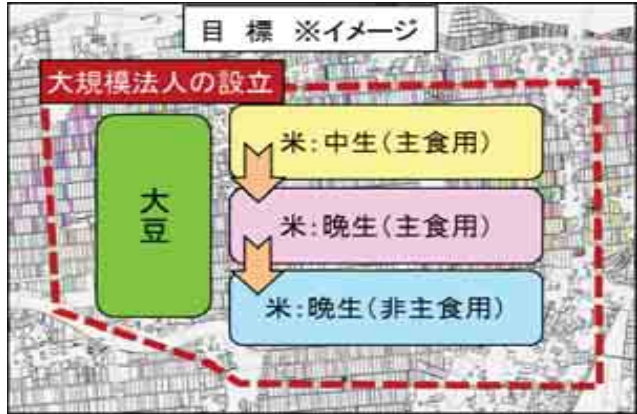
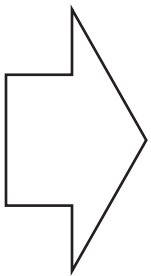
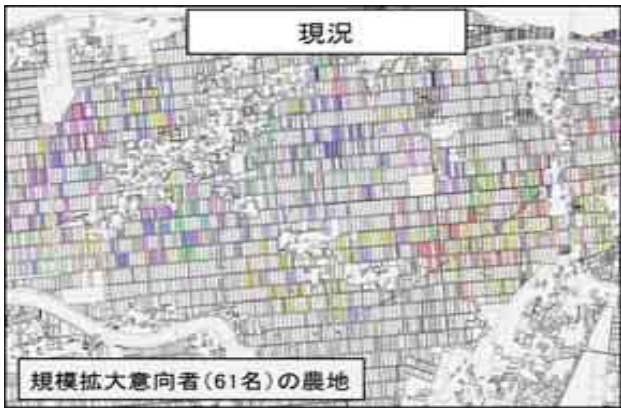
1. 機構事業の進め方(該当する箇所に○を記載)

○	①各市町村・各地域の人・農地の状況の把握からのアプローチ
	②新規参入企業など公募に応募した受け手ニーズへの徹底対応
	③農業法人等の分散農地の交換による集約化ニーズへの徹底対応
	④基盤整備(簡易整備を含む)からのアプローチ

2. 地区の概要

○経営面積200haを超える農業生産法人を平成26年11月に設立。農地中間管理機構を活用し、新法人や個別担い手への面的集積に取り組む。
 ○当該農業生産法人の効率的な経営展開のため、主食米と飼料用米の組み合わせによる作期分散や団地化、ブロックローテーション等により米、麦、大豆の低コスト生産の実現を目指す。

3. 機構の活用のイメージ(農地利用図)



活用後(平成27年)

- ①機構から転貸を受けた担い手の集積面積・集積率: 242ha、35%
- ②機構から転貸を受けた担い手の平均経営面積: 242ha/経営体
- ③機構から転貸を受けた担い手が利用する団地数: 1箇所
- ④機構から転貸を受けた担い手が利用する団地の平均面積: 242ha/1団地
- ⑤機構から転貸を受けた新規就農者数: 0人
- ⑥機構から転貸を受けた参入企業数: 0法人

4. 機構の活用に関する創意工夫があれば、記載して下さい。

農地集積専門員のコーディネートのもと、地域における徹底的な話し合いを行い、大規模な集落営農法人を新設。新法人への集積に際しては、知事が評議員会長を務める農農業公社(機構)に預けることの信頼感をアピールして農地の貸付けを呼びかけ、また地域集積協力金を活用することで法人経営の安定化を図っていく。

1-(3)新規就農者の確保を中心とした事例

滋賀県栗東市下戸山地区

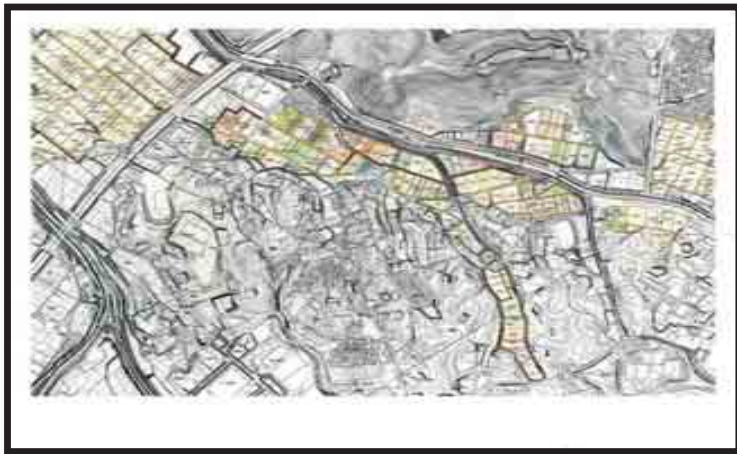
1. 機構事業の進め方(該当する箇所には○を記載)

○	①各市町村・各地域の人・農地の状況の把握からのアプローチ
	②新規参入企業など公募に応募した受け手ニーズへの徹底対応
	③農業法人等の分散農地の交換による集約化ニーズへの徹底対応
	④基盤整備(簡易整備を含む)からのアプローチ

2. 地区の概要

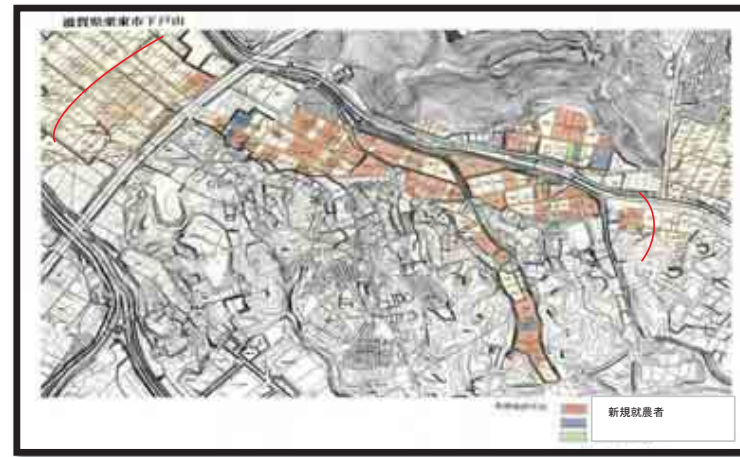
- ・農用地等の特徴: 水田地帯
- ・作付けしている作物の種類: 水稲
- ・農用地利用改善団体加入者83名
- ・人・農地プラン区域内の農業振興地域内農地面積37.4ha、うち田36.3ha

3. 機構の活用のイメージ(農地利用図)



活用前(現在)

- ①機構から転貸を受ける担い手の集積面積及び集積率: 2.4ha、6.4%
 - ②機構から転貸を受ける担い手の平均経営面積: 1.2ha/2経営体
 - ③機構から転貸を受ける担い手が利用する団地数: 1箇所
 - ④機構から転貸を受ける担い手が利用する団地の平均面積: 0.2ha/団地
- ※ 団地: 連続して作付けができる場合



活用後(平成27年)

- ①機構から転貸を受けた担い手の集積面積・集積率: 17.8ha、47.6%
- ②機構から転貸を受けた担い手の平均経営面積: 8.9ha/経営体
- ③機構から転貸を受けた担い手が利用する団地数: 13箇所
- ④機構から転貸を受けた担い手が利用する団地の平均面積: 1.4ha/団地
- ⑤機構から転貸を受けた新規就農者数: 1人
- ⑥機構から転貸を受けた参入企業数: 1企業

4. 機構の活用に関する創意工夫など

当地域は、小規模兼業農家が大半を占めている。農家の高齢化に伴い離農や農業機械の更新をしない農家が増加する中、生産調整の水田で主食用米以外を生産してきた特定農業団体「下戸山野良クラブ営農組合」も高齢化等により農業経営に対する負担が増えてきた。

こうした状況において、農家非農家を問わず地域を上げて優良農地の保存に取り組む「下戸山農村環境保全活動」や、地域の土地所有者が農地の保全について「人・農地プラン」の話し合いを通じて検討した結果、地域に居住する1家が新規就農者として専業農家になることを決意。

新規就農者は、地域で研修を積むとともに、農機具や農業用倉庫に関しても特定農業団体の組織員のサポートを受けるほか、地域の農業委員や住民も新規就農者を支援。

機構の活用に関しては、今まで農地の貸し借りの方法を知らなかった土地所有者に対し、機構の制度や農地の貸借の方法を説明することで理解を得、機構のしきみを有効活用することで今回の新規就農者への集積につながった。

1-(4)若い担い手の経営発展を中心とした事例

鳥取県大山町宮内地区

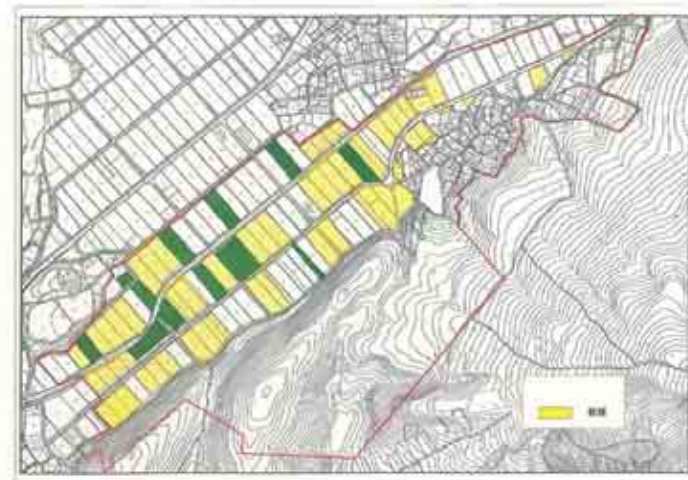
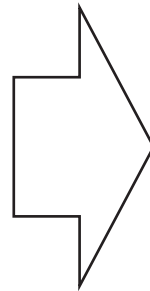
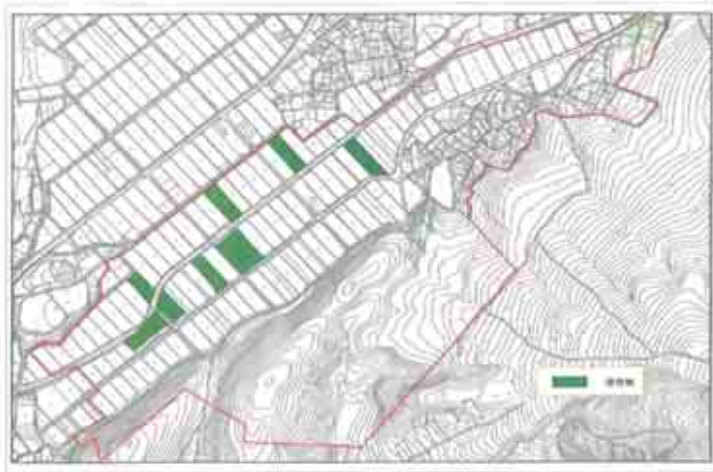
1. 機構事業の進め方(該当する箇所に○を記載)

○	①各市町村・各地域の人・農地の状況の把握からのアプローチ
	②新規参入企業など公募に応募した受け手ニーズへの徹底対応
	③農業法人等の分散農地の交換による集約化ニーズへの徹底対応
	④基盤整備(簡易整備を含む)からのアプローチ

2. 地区の概要

- ・旧大山町の中山間地の水田地帯(約25ha)
- ・作物は、主に水稻を栽培
- ・1人の担い手が地域内の約5割の農地を集積して団地化をめざし、多面的機能支払交付金を活用して地域で農地維持及び施設(水路・農道)の管理に取り組む

3. 機構の活用のイメージ(農地利用図)



活用後(現在)

- ①機構から転貸を受けた担い手の集積面積・集積率: 15ha、約55%
- ②機構から転貸を受けた担い手の平均経営面積: 15ha/経営体
- ③機構から転貸を受けた担い手が利用する団地数: 1箇所
- ④機構から転貸を受けた担い手が利用する団地の平均面積: 15ha/団地
- ⑤機構から転貸を受けた新規就農者数: 0人
- ⑥機構から転貸を受けた参入企業数: 0法人

4. 機構の活用に関する創意工夫があれば、記載して下さい。

若手の担い手が地域の一部の農地を維持してきたが、今年度、集落で農地中間管理機構を活用することを検討し、関係機関が一体となって取組を支援しつつ、話し合いを重ねた結果、地域内の農地面積の約5割を若手の担い手に集積することができた。

1-(5) 米偏重からの脱却を中心とした事例

秋田県大仙市金鏡地区

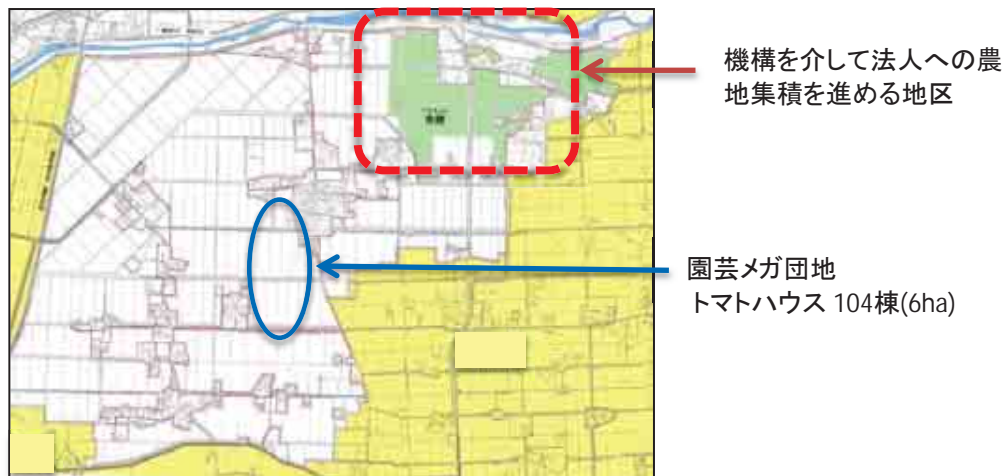
1. 機構事業の進め方(該当する箇所に○を記載)

○	①各市町村・各地域の人・農地の状況の把握からのアプローチ
	②新規参入企業など公募に応募した受け手ニーズへの徹底対応
	③農業法人等の分散農地の交換による集約化ニーズへの徹底対応
○	④基盤整備(簡易整備を含む)からのアプローチ

2. 地区の概要

・従来の米偏重から、園芸メガ団地の整備と基盤整備による大区画化を併せて進めることにより地域雇用を確保し、効率性・収益性の高い米・大豆・園芸作物の複合経営の確立を目指している地域。
 ・当該地域のうち本年度から基盤整備を開始した1地区において、新たに設立する法人に30haの農地を集積する計画。

3. 機構の活用のイメージ(農地利用図)



活用前(現在)

- ①機構から転貸を受ける担い手の集積面積及び集積率: 約7ha、20%
 - ②機構から転貸を受ける担い手の平均経営面積: 1.4ha/経営体
 - ③機構から転貸を受ける担い手が利用する団地数: 0箇所
 - ④機構から転貸を受ける担い手が利用する団地の平均面積: 0ha/団地
- ※ 団地: 連続して作付けができるほ場

活用後(平成27年)

- ①機構から転貸を受けた担い手の集積面積・集積率: 30ha、82%
- ②機構から転貸を受けた担い手の平均経営面積: 30ha/経営体
- ③機構から転貸を受けた担い手が利用する団地数: 1箇所
- ④機構から転貸を受けた担い手が利用する団地の平均面積: 30ha/団地
- ⑤機構から転貸を受けた新規就農者数: 0人
- ⑥機構から転貸を受けた参入企業数: 0法人

4. 機構の活用に関する創意工夫があれば、記載して下さい。

大仙市中仙中央地区はH25年度より大区画基盤整備工事を実施しており、4つの地域単位で話し合いを行った結果、4つの法人を新たに設立し、地区面積256haの82%にあたる210haを利用集積して地域農業の後継者の確保を図ることとしている。また、県では団地化・集約化を進めるとともに複合経営を図る園芸メガ団地構想を推進するため、市・農業委員会・JA・土地改良区の協力のもと、地元において公社を活用した農地集積の合意形成がなされた。公社は、H25年度に設立された3つの法人(A地区26.3ha、B地区74.1ha、C地区78.8ha)へ農地保有合理化事業により利用権の設定を行い、残りの「金鏡地区36.5haのうち30ha」については、H27年度に設立予定の法人へ農地中間管理事業による農地集積を図ることとしている。

1-(6) 耕作放棄地の解消を中心とした事例①

石川県羽咋市滝地区

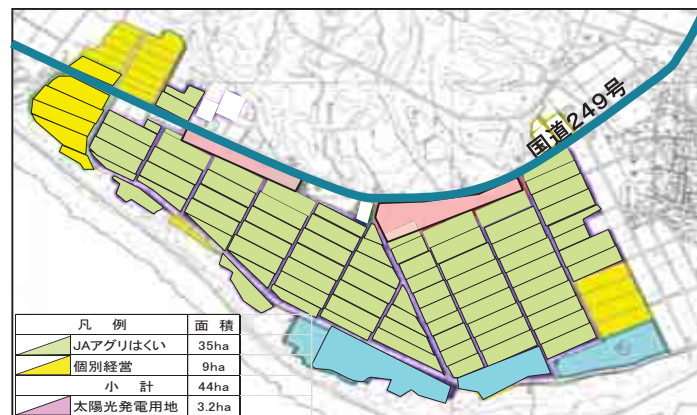
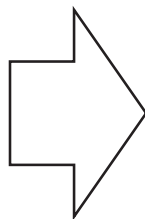
1. 機構事業の進め方(該当する箇所に○を記載)

○	①各市町村・各地域の人・農地の状況の把握からのアプローチ
	②新規参入企業など公募に応募した受け手ニーズへの徹底対応
	③農業法人等の分散農地の交換による集約化ニーズへの徹底対応
○	④基盤整備(簡易整備を含む)からのアプローチ

2. 地区の概要

・滝町は、小区画(8a)の圃場である上、農業用水が不足がちであることや隣接する町の圃場整備が完了することにより、入耕作していた農家が転出し、年々、耕作放棄地が増加し、地区の9割を占めるまでとなった。
 ・耕作放棄地の解消に向け、県、市、JA等関係機関の働きかけにより、地元における農地の有効活用への機運も高まり、圃場整備事業(受益面積44ha)により耕作放棄地の再整備を行い、農地中間管理事業を活用して、地区の農地をまとめた形で農業生産法人等担い手に貸しつけることとなった。

3. 機構の活用のイメージ(農地利用図)



活用前(現在)

- ①機構から転貸を受ける担い手の集積面積及び集積率: 4.3ha、8.6%
 - ②機構から転貸を受ける担い手の平均経営面積: 0.5ha/経営体
 - ③機構から転貸を受ける担い手が利用する団地数: 4箇所
 - ④機構から転貸を受ける担い手が利用する団地の平均面積: 1ha/団地
- ※ 団地: 連続して作付けができるほ場

活用後(平成28年)

- ①機構から転貸を受けた担い手の集積面積・集積率: 44ha、100%
- ②機構から転貸を受けた担い手の平均経営面積5.5ha/経営体
- ③機構から転貸を受けた担い手が利用する団地数: 4箇所
- ④機構から転貸を受けた担い手が利用する団地の平均面積: 11ha/団地
- ⑤機構から転貸を受けた新規就農者数: 0人
- ⑥機構から転貸を受けた参入企業数: 1法人

4. 機構の活用に関する創意工夫があれば、記載して下さい。

①JAはくいが出資した(株)JAアグリはくいの農業参入と農地中間管理事業を活用したまとめた形での農地集積、②県営ほ場整備事業による耕作放棄地の再整備、農業参入支援ファンドによる担い手の経営支援、③太陽光発電(売電収入)による経営下支え等、施策を総動員することにより、地区の農業再生を図ることとしている。

1-(7) 耕作放棄地の解消を中心とした事例②

静岡県島田市大代地区

1. 機構事業の進め方(該当する箇所に○を記載)

○	①各市町村・各地域の人・農地の状況の把握からのアプローチ
	②新規参入企業など公募に応募した受け手ニーズへの徹底対応
	③農業法人等の分散農地の交換による集約化ニーズへの徹底対応
	④基盤整備(簡易整備を含む)からのアプローチ

2. 地区の概要

- ・地目: 田、畑が混在。
- ・地権者数: 9名 担い手: 1名

3. 機構の活用のイメージ



機構から転貸を受けた担い手の集積率の変化:
転貸前0% → 転貸後100%

解消後のイメージ



4. 機構の活用に関する創意工夫があれば、記載して下さい。

- ・ 既存の地域の話合いの場 (基盤整備事業実施区内の話合い等) を活用して、権利設定などについて合意形成を行う。
- ・ 耕作放棄地再生事業との併用
- ・ 農業委員会及び地域の農業委員が耕作放棄地のマッチングを積極的に推進

1-(8) 離農を契機とした事例

三重県いなべ市下笠田地区

1. 機構事業の進め方(該当する箇所には○を記載)

○	①各市町村・各地域の人・農地の状況の把握からのアプローチ
	②新規参入企業など公募に応募した受け手ニーズへの徹底対応
○	③農業法人等の分散農地の交換による集約化ニーズへの徹底対応
	④基盤整備(簡易整備を含む)からのアプローチ

2. 地区の概要

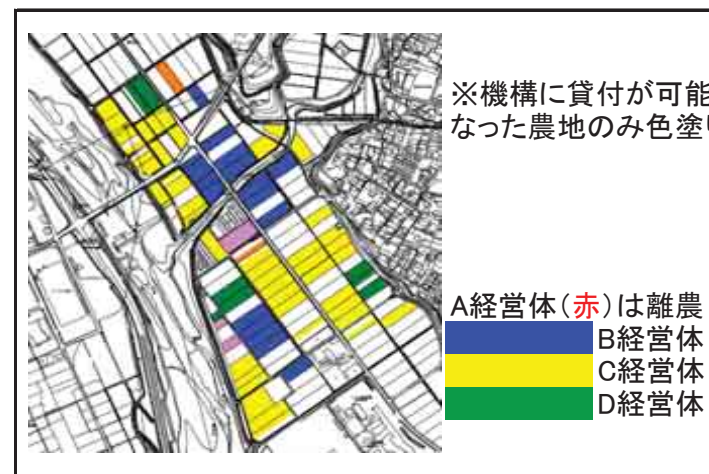
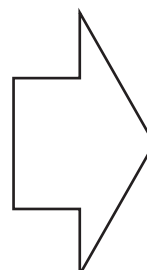
水田地帯であり、機構集積前は、主に4経営体が、農地の集約が図られていない状態で約24haを耕作していた。

3. 機構の活用のイメージ(農地利用図)



活用前(現在)

- ①機構から転貸を受ける担い手の集積面積及び集積率: 14.7ha、40.8%
- ②機構から転貸を受ける担い手の平均経営面積: 4.9ha/経営体
- ③機構から転貸を受ける担い手が利用する団地数: 15箇所
- ④機構から転貸を受ける担い手が利用する団地の平均面積: 0.8ha
- ※ 団地: 連続して作付けができるほ場



活用後(平成26年)

- ①機構から転貸を受けた担い手の集積面積・集積率: 20.6ha、57.2%
- ②機構から転貸を受けた担い手の平均経営面積: 6.9ha/経営体
- ③機構から転貸を受けた担い手が利用する団地数: 16箇所
- ④機構から転貸を受けた担い手が利用する団地の平均面積: 1.1ha
- ⑤機構から転貸を受けた新規就農者数: 0人
- ⑥機構から転貸を受けた参入企業数: 0法人

4. 機構の活用に関する創意工夫があれば、記載して下さい。

約8haを耕作していた1経営体が平成26年産水稻の作付けをもって離農するにあたり、人・農地プランの話し合い結果をもとに、この8haの農地を、機構事業を活用して他の水田作を主としている担い手3経営体を中心に集積すると同時に、あわせて農地の集約化も図った。

1(9)地域集積協力をうまく活用している事例①

福井県若狭町 東黒田地区(地域面積:38.77ha)

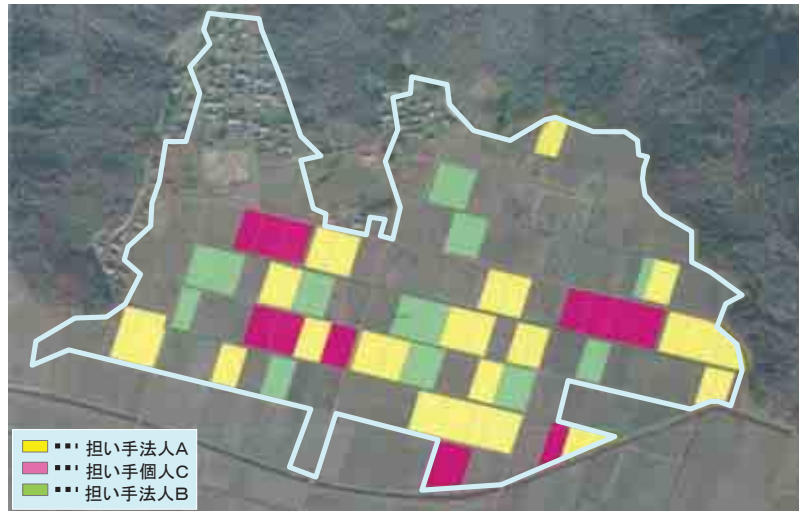
1. 機構事業の進め方(該当する箇所に○を記載)

○	①各市町村・各地域の人・農地の状況の把握からのアプローチ
	②新規参入企業など公募に応募した受け手ニーズへの徹底対応
○	③農業法人等の分散農地の交換による集約化ニーズへの徹底対応
	④基盤整備(簡易整備を含む)からのアプローチ

2. 地区の概要

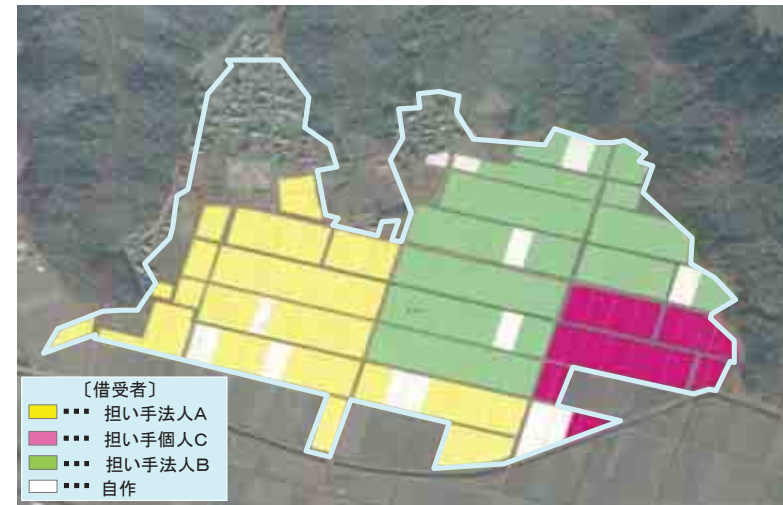
東黒田地区は、若狭町の中部に位置する水田地帯であり、水稻、大麦の作付けが行われている。
圃場は30aの標準区画に整備済であるが、地盤が軟弱なため耕作条件は良好ではなく、農家の高齢化と集落内に担い手がいないこともあり、集落内農地の維持が困難となっている。
一方、8年程前から地区外の担い手が入作しており、信頼関係が醸成されてきたことから、この担い手に集落内農地を任せることとなった。

3. 機構の活用のイメージ(農地利用図)



活用前(現在)

- ①機構から転貸を受ける担い手の集積面積及び集積率: 15.59ha(40.2%)
 - ②機構から転貸を受ける担い手の平均経営面積: 5.2ha/経営体
 - ③機構から転貸を受ける担い手が利用する団地数: 15箇所
 - ④機構から転貸を受ける担い手が利用する団地の平均面積: 1.0ha/団地
- ※ 団地:連続して作付けができるほ場



活用後(平成27年)

- ①機構から転貸を受けた担い手の集積面積・集積率: 32.08ha(82.7%)
- ②機構から転貸を受けた担い手の平均経営面積: 10.7ha/経営体
- ③機構から転貸を受けた担い手が利用する団地数: 3箇所
- ④機構から転貸を受けた担い手が利用する団地の平均面積: 10.7ha/団地
- ⑤機構から転貸を受けた新規就農者数: -
- ⑥機構から転貸を受けた参入企業数: -

4. 機構の活用に関しての創意工夫があれば、記載して下さい。

- ・町と機構が、販売農家(9戸)や土地持ち非農家および地区外の担い手(3者)から個別に意向を聞き取り、意見を集約・調整のうえで集積・集約を誘導した。
- ・地域の事情に精通した集落内の農家を地域推進員として町が雇用し、集落での話し合いの段取りから事務手続きまでを迅速に対応した。
- ・軟弱地盤対策や鳥獣被害対策などの対応を、今後地元集落で負担することなど地域住民と担い手の役割分担を明確にし、相互理解のもと信頼関係を構築。

福井県若狭町東黒田地区

機構集積協力金の活用事例

農地面積	39ha	機構の借入面積	32ha(82%)
地域集積協力金	経営転換協力金(戸数)	耕作者集積協力金	
11.5百万円	8.0百万円(22戸)	0.8百万円	

1. 事業推進の概要

平成26年5月30日の担い手農家への事業説明を皮切りに、集落役員や販売農家、土地持ち非農家等の関係者への事業説明や検討会を重ね、8月末までの約3カ月間で農地利用調整を終えた。

2. 地域の話合いへのサポート

町が地区内農家を農政推進委員として雇用、地区での農地利用調整を効率的に進めるため、機構・町と連携をとりながら、農地の出し手と受け手とのマッチングを行うなど、現場の声を農政推進委員に一元的に集約して利用調整を図った。

3. 集積・集約化の効果を高めるための工夫

町と機構が集落役員と農政推進委員に対し、事業のしくみや出し手・地域へのインセンティブとなる機構集積協力金の活用などについて丁寧に説明し、その後、農政推進委員を中心に地域内部での話し合いを繰り返し行った。話し合いは、農政推進委員が販売農家や土地持ち非農家、担い手など立場の異なるグループごとの検討会を開催してヒアリングを行い、その情報を元に、農地の利用交換や担い手への農地集積、協力金の使用用途等の具体を提案、図面化して各グループ間の調整を繰り返すことによって円滑な合意形成につながった。この際、周辺住民の共通の関心事項であった軟弱地盤への対策を中心として話し合いを進めたことで、土地持ち非農家を含む関係者が検討会に多数参加し、協力金についても基盤の条件改善に充てると決定されたことがポイントである。

地域と担い手の話し合いが成功したことによって、担い手ごとに農地が集約化されて、経営面積や1団地あたりの面積が大きく拡大し、町内の他地区や他市町のモデルとなる農地の集積・集約化が実現した。

この波及効果により町内11地区で、農地中間管理機構の活用に関して話し合いが進められており、本モデルの横展開が図られている。

4. その他

地域集積協力金については、沈下する圃場の客土や農道等の維持、補修や鳥獣 害進入防止柵の保守等に使用することとしており、地域農業の発展に資する内容となっている。

1-(10) 地域集積協力金をうまく活用している事例②

富山県舟橋村東芦原地区

1. 機構事業の進め方(該当する箇所を○を記載)

○	①各市町村・各地域の人・農地の状況の把握からのアプローチ
	②新規参入企業など公募に応募した受け手ニーズへの徹底対応
	③農業法人等の分散農地の交換による集約化ニーズへの徹底対応
	④基盤整備(簡易整備を含む)からのアプローチ

2. 地区の概要

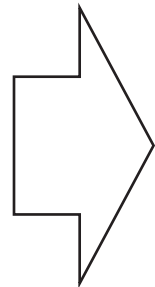
・舟橋村東芦原地区(農地面積22ha)は、水田地帯(水稲、麦)である。
 ・東和営農組合(A営農組合)は、機械の共同利用組織(任意組織)であり、水稲については9戸の農家が個別に営農してきた(ただし、転作麦4ha程度は共同販売)が、26年12月に法人を設立。当該法人は、農地中間管理事業を活用して地区内の農地の82%にあたる18haを借り入れた。

3. 機構の活用のイメージ(農地利用図)



活用前(現在)

- ①機構から転貸を受ける担い手の集積面積及び集積率:4ha、18%
- ②機構から転貸を受ける担い手の平均経営面積:4ha/経営体
- ③機構から転貸を受ける担い手が利用する団地数:0箇所
- ④機構から転貸を受ける担い手が利用する団地の平均面積:0ha/団地



活用後(平成27年)

- ①機構から転貸を受けた担い手の集積面積・集積率:18ha、82%
- ②機構から転貸を受けた担い手の平均経営面積:18ha/経営体
- ③機構から転貸を受けた担い手が利用する団地数:5箇所
- ④機構から転貸を受けた担い手が利用する団地の平均面積:3.6ha/団地

4. 機構の活用に関しての創意工夫があれば、記載して下さい。

・農地中間管理機構から業務委託を受けた村とJAが、法人設立にあたり、安定的に農地を確保するため、農地中間管理事業の活用について話し合いを進めた。当該地域は、これまで非常に担い手への農地集積が進みにくい地域であったが、出し手に対するメリット措置があることから、地域全体の農地を当該法人へ集積しようという機運が高まり、出し手の確保がスムーズに進んだ。その結果、地区外の担い手が経営する農地(図中青色)を除く全ての農地(82%)について、当該法人へ集積を図ることが出来た。

富山県舟橋村東芦原地区

機構集積協力金の活用事例

農地面積	22ha	機構の借入面積	18ha(82%)
地域集積協力金	経営転換協力金(戸数)	耕作者集積協力金	
—	—(—)	—	—

1. 事業推進の概要

平成26年5月20日の営農組合役員への事業説明を皮切りに、営農組合の組合長等が強いリーダーシップを発揮して地域の話合いを進め、8月末までの約3カ月間で農地利用調整等を終えた。

2. 地域の話合いへのサポート

地域内の担い手となる営農組合の組合長等が中心となって、個別に営農してきた農家や土地持ち非農家から意向を聞き取り、話し合いを短期間でまとめた。

3. 集積・集約化の効果を高めるための工夫

県、JA、村が地域の担い手で営農組合の設立メンバーであった役員5名に対し、農地中間管理事業の仕組みや出し手・地域へのインセンティブとなる機構集積協力金の活用などについて丁寧に説明した。当該営農組合は、元々は機械を共同利用する任意組織であったが、説明を受けた役員らは、機構事業の活用を機に、そのメリット措置も利用して規模拡大や共同販売、共同経理、機械整備等へも新たに取り組むことを決意して、法人化に向けた準備を本格化した。

その後、営農組合の組合長等が中心となって、個別に営農してきた農家9戸や土地持ち非農家(地区内の農地所有者等12名(耕作者を含む)、地区外の入作者1名、地区外の土地持ち非農家1名)と話し合いを重ねて、短期間で地域の話合いをまとめた。

営農組合の組合長等が強いリーダーシップを発揮して地域の話合いを成功させたことで、これまで個別に経営されてきた農地を営農組合で一括して引き受けることとなり、経営面積や1団地あたりの面積が大きく拡大するとともに、同時に機構活用のメリット措置も利用して経営の合理化を図り、組織を法人へ移行したことで村内の他地区や他市町のモデルとなる農地の集積・集約化が実現した。

この波及効果により、周辺9集落で農地中間管理機構を通じた農地集積への関心が高まっており、今後、本モデルの横展開が期待されている。

4. その他

地域集積協力金については、担い手の機械整備に充てることとしており、地域農業の発展に資する内容となっている。

1-(11) 地域の話合いを徹底した事例①

山梨県北杜市 日野地区

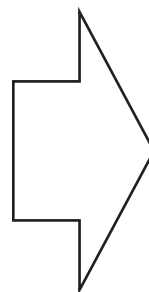
1. 機構事業の進め方(該当する箇所に○を記載)

○	①各市町村・各地域の人・農地の状況の把握からのアプローチ
	②新規参入企業など公募に応募した受け手ニーズへの徹底対応
	③農業法人等の分散農地の交換による集約化ニーズへの徹底対応
○	④基盤整備(簡易整備を含む)からのアプローチ

2. 地区の概要

- ・地区面積: 約11ha、うち耕作放棄地0ha。
- ・機構借受農地等整備事業(H26年度)、境界復元及び整地を行った。
- ・地区では人・農地プランの話合いにより、近隣地域の大規模経営農家、農業法人に農地集積することを決定。

3. 機構の活用のイメージ(農地利用図)



活用前(整備前)

- ①農地所有者数 35名
- ②地区内農家の平均経営面積: 0.3ha
- ③地区内農家の経営する農地の平均団地数: 0カ所
- ④③の団地の平均面積: 0ha
- ※ 団地: 連続して作付けができるほ場

活用後(整備後)

- ・参入企業エリア: 1団地(少量多品目野菜 3.3ha)
- ・担い手参入エリア: 2団地(ニンニク、玉ねぎ 1.2ha、小麦 3.1ha)

4. 機構の活用に関する創意工夫

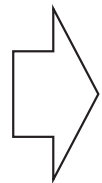
- ・市が人・農地プランの話合いを推進し、近隣地域の企業及び担い手へ機構を通じた農地の集積を行うことに合意。
- ・機構集積協力金の活用も視野に入れた中で、人・農地プランの話し合いへの積極的参加を促した。

兵庫県姫路市夢前町宮置地区

1. 機構事業の進め方(該当する箇所には○を記載)

○	①各市町村・各地域の人・農地の状況の把握からのアプローチ
	②新規参入企業など公募に応募した受け手ニーズへの徹底対応
○	③農業法人等の分散農地の交換による集約化ニーズへの徹底対応
	④基盤整備(簡易整備を含む)からのアプローチ

3. 機構の活用のイメージ(農地利用図)



活用前(現在)

- ①担い手の集積面積及び集積率: 13.4ha、40%
- ②担い手の平均経営面積:
大規模経営1法人 13.4ha/経営体
- ③担い手が利用する団地数: 大規模経営法人 8箇所
- ④担い手が利用する団地の平均面積: 大規模経営法人 1.68ha/箇所

活用後(平成27年予定)

- ①機構から転貸を受けた担い手の集積面積・集積率: 22.2ha、67%
- ②機構から転貸を受けた担い手の平均経営面積:
大規模経営 1法人 18.2ha/経営体 新規就農者 2経営体 1.19ha/経営体
参入企業(予定) 1法人 0.57ha/経営体 その他 2経営体 0.54ha/経営体
- ③機構から転貸を受けた担い手が利用する団地数: 大規模経営法人 7箇所
新規就農者 4箇所 参入企業 1箇所 その他 2箇所
- ④機構から転貸を受けた担い手が利用する団地の平均面積: 大規模経営法人 2.6ha/箇所
新規就農者 0.59ha/箇所 参入企業 0.57ha/箇所 その他 0.54ha/箇所
- ⑤機構から転貸を受けた新規就農者数: 2経営体
- ⑥機構から転貸を受けた参入企業数: 1法人
- ⑦担い手以外の農業者の利用する農地についても集約化: 2経営体

4. 機構の活用についての創意工夫があれば、記載して下さい。

地域の中心経営体である**大規模経営法人に加え、新規就農者や参入企業、また新たに継続して営農する農業者の農地集積・集約の調整を地域ぐるみで実施**した。調整に当たっては、市、機構、県が役割分担の下、農地の位置、所有者、権利設定状況の確認等を迅速に対応し、**地域の話合いにも参加したほか、農業委員会では従来の審議日程を前倒し**するなど**関係機関が連携**し円滑な実施に努めた。また、本事例は、制度啓発に係る新聞広告(神戸新聞12月26日朝刊)で優良事例として掲載し、他地域において機構活用が進むよう展開を図っている。

1-(13) 地域の話合いを徹底した事例③

京都府京丹波町鎌谷下地区(中核的担い手企業による農地集積)

1. 機構事業の進め方(該当する箇所に○を記載)

○	①各市町村・各地域の人・農地の状況の把握からのアプローチ
	②新規参入企業など公募に応募した受け手ニーズへの徹底対応
	③農業法人等の分散農地の交換による集約化ニーズへの徹底対応
	④基盤整備(簡易整備を含む)からのアプローチ

3. 機構の活用のイメージ(農地利用図)



活用前(現在)

上記の農地を株式会社鎌谷が耕作

2. 地区の概要

平成25年3月に人・農地プランを作成。農地利用調整や農作業受託などの作業調整組織として、鎌谷地域農場づくり協議会があり、農業用施設管理は地域内の各区農家組合が担っている。
 人・農地プランでは、株式会社鎌谷を地域農業の核となる担い手と位置づけ、地域として同社が効率的な営農を展開できるよう面的集積を積極的に進めることとしてきた。
 また、株式会社鎌谷は、水稻栽培に関しては、加工米「京の輝き」の栽培を進めるとともに、土地利用型作物だけでなく、道の駅「京丹波味夢の里」の開業を見据え、野菜栽培や6次産業化に向けた加工品の開発など経営の複合化、ライスセンターの強化による新たな米の販路確保などを進めることとしている。



活用後(平成27年3月認可)

鎌谷が耕作していた農地に隣接し、非担い手が耕作していた農地等を、機構を通じて鎌谷に貸付けし、面的集積を進めた。
 機構活用後の鎌谷への集積面積は5.4ha

4. 機構の活用についての創意工夫があれば、記載して下さい。

機構活用のメリットについて地域に説明するとともに、**各農家については、機構の現地駐在員が人・農地プラン策定以降の家庭内農業労働力の変化等について訪問により聞き取り、その対応について協議する中で安定的な貸借契約として機構活用を提案して理解を得た。**

2 受け手ニーズへの徹底対応

2-(1) 牧草地を求めている牧場運営法人に徹底対応した事例

福島県福島市吾妻地区

(土船ブロック、桜本中西部ブロック)

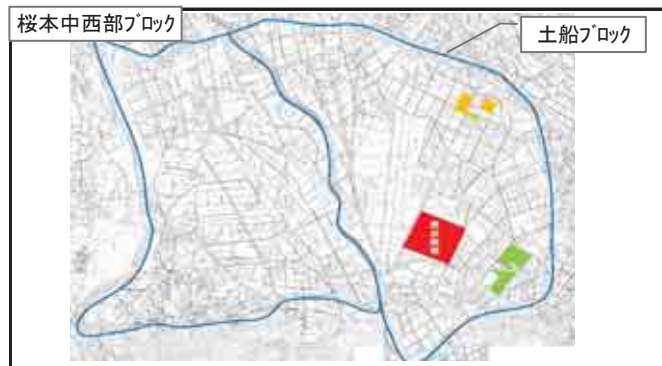
1. 機構事業の進め方(該当する箇所に○を記載)

○	①各市町村・各地域の人・農地の状況の把握からのアプローチ
○	②公募に応募した受け手のニーズの把握からのアプローチ
	③農業法人等の分散農地の交換による集約化ニーズへの徹底対応
	④基盤整備(簡易整備を含む)からのアプローチ

2. 地区の概要

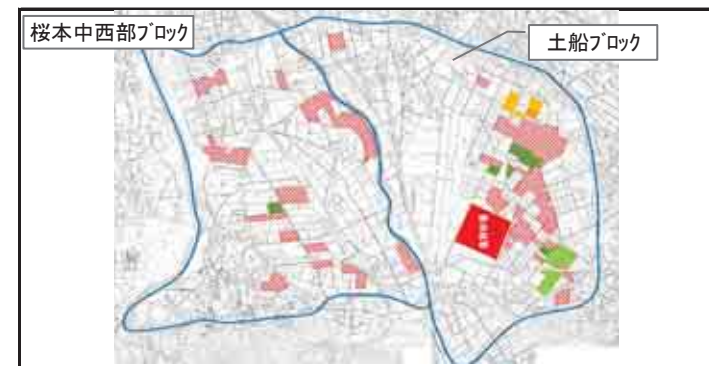
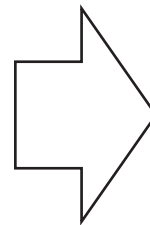
- ・桑園、果樹を主とし普通畑、牧草地が混在
- ・養蚕業の衰退に伴い桑園を中心に農地が荒廃化
- ・鳥獣害により樹園地、普通畑も耕作放棄地が増加
- ・数少ない果樹農家以外に後継者もなく担い手がない

3. 機構の活用のイメージ(農地利用図)



活用前(現在)

- ①機構から転貸を受ける担い手の集積面積及び集積率: 2.7ha、1.5%
 - ②機構から転貸を受ける担い手の平均経営面積: 1.35ha/経営体
 - ③機構から転貸を受ける担い手が利用する団地数: 3
 - ④機構から転貸を受ける担い手が利用する団地の平均面積: 0.9ha/団地
- ※ 団地: 連続して作付けができるほ場



活用後(平成26年度・ただしH27・4月～6月見込み分も含む)

- ①機構から転貸を受ける担い手の集積面積及び集積率: 27.8ha、14.9%
- ②機構から転貸を受ける担い手の平均経営面積: 9.3ha/経営体
- ③機構から転貸を受ける担い手が利用する団地数: 28
- ④機構から転貸を受ける担い手が利用する団地の平均面積: 1.0ha/団地
- ⑤機構から転貸を受けた新規就農者数: 0人
- ⑥機構から転貸を受けた参入企業数: 1法人

4. 機構の活用についての創意工夫があれば、記載して下さい。

農地の荒廃化から鳥獣害が拡大し、耕作放棄地が増加し地域での課題となっていた中で、遊休農地対策と牧草地確保のため、機構を活用。荒廃農地対策協議会(JAを中心に農業委員、環境保全会、区長などが参加)が、牧場を運営する新規参入法人に牧草地を貸し付けるため、牧草地として必要な条件を定め、地域での調整を進めた。その際、地権者の理解を得るために繰り返し説明会を開き、農地再生や鳥獣害対策などの利点を説明し、説明会に出席しなかった地権者には自宅を訪問するなど、小まめに対応。結果、平成26年度は約10haの荒廃農地を含む約20haの農地を当該法人に貸借・集積。荒廃農地は耕作放棄地再生事業を活用し、牧草地として再生。

2-(2)新規就農者に徹底対応した事例

和歌山県紀の川市打田地区

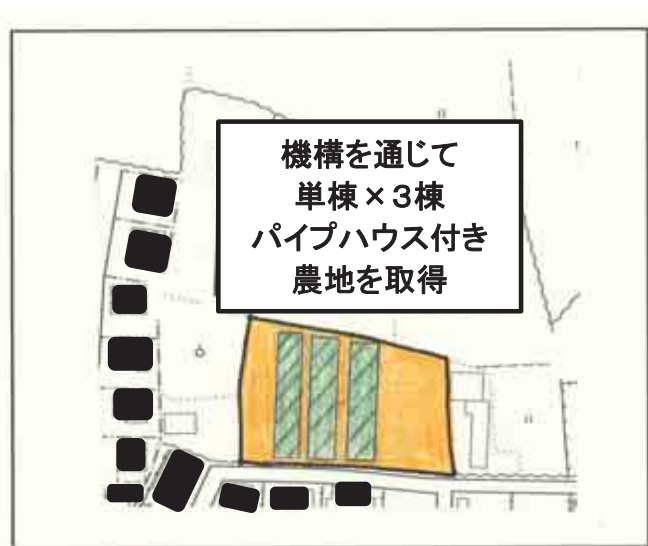
1. 機構事業の進め方(該当する箇所に○を記載)

	①各市町村・各地域の人・農地の状況の把握からのアプローチ
○	②新規参入企業など公募に応募した受け手ニーズへの徹底対応
	③農業法人等の分散農地の交換による集約化ニーズへの徹底対応
	④基盤整備(簡易整備を含む)からのアプローチ

2. 地区の概要

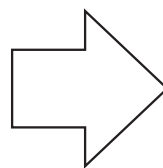
・平坦部の水田地帯
・水稲、水田裏作に野菜(タマネギ等)以外にイチゴ、イチジク等多様な品目
・兼業農家が増えつつあり、都市化により農地も減少

3. 機構の活用のイメージ(農地利用図)



活用前(現在)

・農村部の水田地帯で、水稲、裏作の野菜栽培、水田転作のイチジクや施設でのイチゴ、有機農業など多様な品目での多彩な経営内容。
・兼業農家が増えてきており後継者がいないことから担い手が少なくなっている。



活用後(平成27年)

・非農家出身で和歌山県就農支援センターで技術習得研修を受けた新規就農者(32才)が機構事業で農地集積。
・新規就農にあたり本人が希望するイチゴの施設栽培のため、ハウス付き農地を機構に要望。
・機構が希望地域内でハウス付き農地を掘り起こし機構への貸し出しが実現。

4. 機構の活用についての創意工夫があれば、記載して下さい。

・地域に定着するまでは認知されにくい希望の農地が集まりにくい新規就農者に対して、**機構が新規就農者の要望を汲み取り、地域と新規就農者の間を取り持つことで希望の農地を借りることができ**定着に向けて足掛かりができた事例。

2-(3) 耕作放棄地を探している法人に徹底対応した事例

熊本県南阿蘇村長陽地区

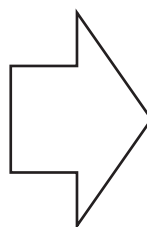
1. 機構事業の進め方(該当する箇所に○を記載)

	①各市町村・各地域の人・農地の状況の把握からのアプローチ
○	②新規参入企業など公募に応募した受け手ニーズへの徹底対応
	③農業法人等の分散農地の交換による集約化ニーズへの徹底対応
	④基盤整備(簡易整備を含む)からのアプローチ

2. 地区の概要

○阿蘇カルデラの南に位置し、南側に向けてなだらかな傾斜がある畑作地帯。
○耕作放棄地が多く、担い手が少ないため、企業を含めた担い手の確保が課題。

3. 機構の活用のイメージ(農地利用図)



活用前(現在)・・・①～④は耕作放棄地に係る数値

- ①機構から転貸を受ける担い手の集積面積及び集積率: 0ha、0%
 - ②機構から転貸を受ける担い手の平均経営面積: —/経営体
 - ③機構から転貸を受ける担い手が利用する団地数: 0箇所
 - ④機構から転貸を受ける担い手が利用する団地の平均面積: —ha/1団地
- ※ 団地: 連続して作付けができるほ場

活用後(平成26年)・・・①～⑥は耕作放棄地に係る数値

- ①機構から転貸を受けた担い手の集積面積・集積率: 1.9ha、100%
- ②機構から転貸を受けた担い手の平均経営面積: 1.9ha/経営体
- ③機構から転貸を受けた担い手が利用する団地数: 2箇所
- ④機構から転貸を受けた担い手が利用する団地の平均面積: 0.95ha/1団地
- ⑤機構から転貸を受けた新規就農者数: 1人
- ⑥機構から転貸を受けた参入企業数: 1法人

4. 機構の活用についての創意工夫があれば、記載して下さい。

・公募に応募した合同会社現代農業研究所から南阿蘇村で耕作放棄地を探しているとの相談を受け、機構と南阿蘇村とで連携して地図(耕作放棄地を色づけしたもの)を基に貸借可能な耕作放棄地を探し出して貸借を実施した。
・当該研究所は他地域の企業で、この地域では栽培されていなかったオリーブやハーブを栽培する予定であり、これをリーディングケースとして当該地域の耕作放棄地の貸借・解消に繋げていく。